

Uターンも対象!!

テレワークも対象!!



首都圏から牧之原市に移住し、
所定の条件を満たした方に

100万円

18歳未満の世帯員を
帯同する場合
1人につき
100万円を加算!!
(最大300万円)

\\ 単身の場合は**60万円** //

牧之原市では、東京23区の在住者または東京圏(東京・神奈川・千葉・埼玉)在住で23区への通勤者が、牧之原市に移住し、静岡県が選定した中小企業等に就職するなど、条件を満たした場合に、支援金を支給しています。

私は対象になりますか？

まずは牧之原市
都市住宅課までお気軽に
お問い合わせください
☎0548-53-2633

詳しくはこちら！



牧之原市の移住・定住支援情報は、
市の特設サイトでご案内しています。
<https://www.makinohara.city.shizuoka.jp/site/makinohara-life>

移住・就業支援金の対象

次の1・2・3のすべてに該当する方が対象となります。

通算5年以上(①と②の合算もOK)

1



移住元

①東京23区に在住、または②東京23区内への通勤者

対象となる在住者・通勤者の詳細は？

次のア、イの**いずれにも**該当する方が対象です。



ア 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、「23区内に在住」または「東京圏に在住し、23区内へ通勤していた方」

イ 移住する直前に、連続して1年以上、「23区内に在住」または、「東京圏に在住し、23区内へ通勤していた方」

※東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県(条件不利地域は除きます)

2



移住先

牧之原市への移住者

移住とは？

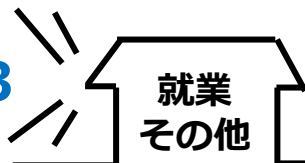
住民票を牧之原市に異動し、生活の本拠を牧之原市に移すことをいいます。



いつ移住しても対象になるの？

- 以下のとおり、期間等に要件があります。
- 支援金の申請時に移住後3か月以上1年以内であること。
 - 牧之原市に、支援金申請後5年以上継続して居住する意思があること。

3



就業
その他

次のいずれかに該当すること

①対象求人への就職

マッチングサイトに掲載の対象求人に応募する。

サイトはこちら▶



②テレワーク

自らの意思(転勤、職務命令等でない)で、首都圏の企業に在籍したまま、テレワーク移住し、移住元での業務を継続する。

③専門人材

プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業する。

④関係人口

牧之原市が独自に設けた要件を満たし、市への強い関心や関りを持っている。

申請方法

確認項目が多岐に渡るため、移住・就業前に、担当課へご相談をお願いいたします。また、予算に達し次第、受付を終了しますので、お早めにお問い合わせください。

牧之原市 都市住宅課

〒421-0592 牧之原市相良275

☎0548-53-2633

※ご来庁の際はご予約をお願いします。